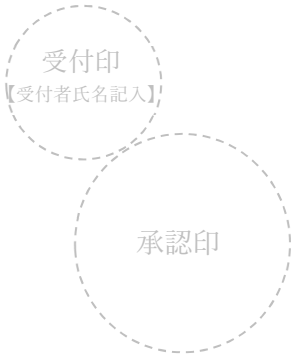


課 長	副課長	学生生活係



行事計画書が提出されているか（課外活動のみ）	☐	承認連絡者		許可期限	月	日まで
------------------------	--------------------------	-------	--	------	---	-----

立 看 板 設 置 願

年 月 日

学生支援・社会連携課長 殿

団体名
代表者(部長・委員長等)氏
申請者学籍番号・氏名
申請者連絡先

京都工芸繊維大学学生細則第 13 条に基づき、掲示物の設置について、下記のとおり申請しますので、許可くださるようお願いいたします。

なお、掲示物の設置にあたっては、次の事を厳守します。

- ・ 通行の妨げや危険を及ぼさないよう、十分考慮します。
- ・ 万一、破損・倒壊等の不都合が生じた場合は、速やかに撤去・修繕等対応します。
- ・ 設置許可期限後は、速やかに撤去します。

記

↓ 提出前に確認(☑)してください

- ☐ 掲示内容に「● 設置責任者(団体名)」 「● 連絡先(E-mail, TEL)」を記載すること。
- ☐ 別紙として、掲示内容がわかるもの（写真・原稿）を添付すること。
- ☐ 裏面のキャンパス配置図に、設置場所を赤色■印で記入すること。
- ☐ 学生課外活動団体等の場合は、掲示内容について、行事計画書が提出されていること。
- ☐ 営利目的でないこと（広告要素を含む印刷物は NG）
- ☐ 思想に偏りがないこと（政治活動・宗教活動等の勧誘ではない）
- ☐ 著作権を侵害する内容でないこと
- ☐ 塗料は使用しない
- ☐ 塗料を使用する。塗料等使用マニュアルを確認し、誓約書を学生支援・社会連携課へ提出した。

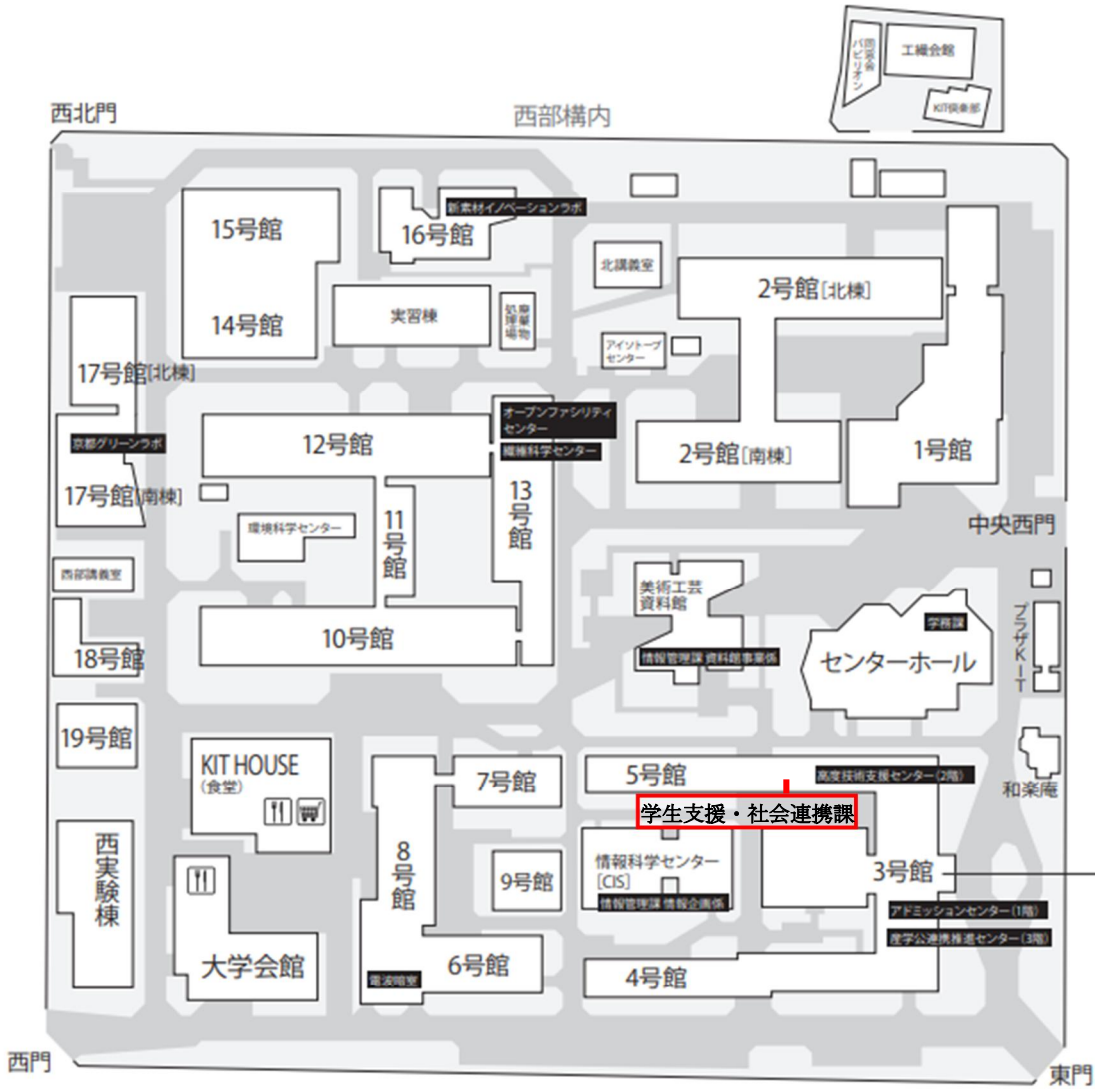
期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
目的	
設置物の形状及び内容	(形状) ・ 大きさ (縦 m × 横 m) (内容)
設置場所	
備考	

以上

京都工芸繊維大学学生細則<抜粋>（昭和 25 年 11 月 10 日制定）
(掲示)
第 13 条 学生が掲示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生支援・社会連携課に提出し、その許可を受けなければならない。
2 許可を受けた掲示は、学内所定の場所に公示し、特に指定しない限り 5 日を経過すれば撤去するものとする。

京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス

設置予定場所に**赤色で■印**を記入してください。



- 法人本部／事務局
- 3階 | 施設環境安全課
国際課
人事労務課
会計課(総務係、予算係、財務係、出納係)
研究推進・産学連携課
 - 2階 | 法人本部
総務企画課(総務企画係、法規係、広報係、評価係、秘書係)
 - 1階 | 学生支援・社会連携課
入試課
総務企画課(研究科等事務係)
会計課(経理係、調達係、検収係)

京都工芸繊維大学学生細則 <抜粋> 昭和 25 年 11 月 10 日制定
(揭示)
第 10 条 学生が揭示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生支援・社会連携課に提出し、その許可を受けなければならない。
2 許可を受けた揭示は、学内所定の場所に公示し、特に指定のない限り 5 日を経過すれば撤去するものとする。